

令和5年11月定例会

総務委員会説明資料
(その3)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案	-----	3
(1)	条例案	-----	3

1 その他の議案

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

令和5年10月10日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万5,600円に引き上げることとする。

(b) 通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額に関する規定を廃止することとする。

(c) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の60）とすることとする。

(d) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の68.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）とすることとする。

(e) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）とすることとする。

(f) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）とすることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の175とすることとする。

(b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の170とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(d)、(ア)のbの(f)及び(イ)のbの(b)については、令和6年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa、(ア)のbの(a)及び(イ)のaについては令和5年4月1日から、イの(ア)のbの(b)については令和5年6月1日から、イの(ア)のbの(c)、(ア)のbの(e)及び(イ)のbの(a)については令和5年12月1日から適用することとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当の改定に鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の175とすることとする。

(イ) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の170とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)については、令和6年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)については、令和5年12月1日から適用することとする。

③ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部が改正され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとされることに伴い、所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があるものに対し、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

④ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当及び勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当について改定を行うとともに、地方自治法等の一部が改正されたことに鑑み、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の132.5とすることとする。

(イ) 会計年度任用職員に適用される①の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和5年4月1日から適用することとする。

(ウ) 期末手当の支給割合は、常勤職員の例によることとする。

(エ) 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとする。

(オ) その他所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ウ)、(エ)及び(オ)については、令和6年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)については、令和5年12月1日から適用することとする。